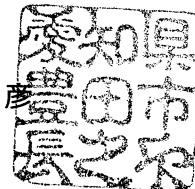


下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和7年6月3日

豊田市長 太田 稔



1 委託する業務

(1) 業務名

一般介護予防事業「介護予防教室等業務委託」

(2) 業務の概要

高齢者が人と人とのつながりを持ちながら、住み慣れた地域でいつまでもその人らしく生活できるよう、地域人材を活用し、運動、口腔、栄養、社会参加、認知症等の介護予防に関する必要な知識・技術を提供し、介護予防教室終了後に自主活動グループを設立して、継続した介護予防活動を自主的に行うことができるよう支援することを目的とする。

(3) 履行期限

令和9年3月19日（金）

(4) 提案限度額

18,000,000円（消費税込み）

2 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。競争入札参加資格を有しない者は、以下の資料を提出し、契約締結能力や信用力が確認できた場合に参加を認める。

提出物	備考
履歴事項全部証明書	法務局で発行
納税証明書（国税） （未納の税額がないことの証明）	税務署で発行。「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書（その3の3）
納税証明書（愛知県税）※ （未納の税額がないことの証明）	愛知県の県税事務所で発行。「法人県民税」、「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税」、「自動車税種別割」の納税証明書
納税証明書（豊田市税）※	証明の種類は「完納証明」

※豊田市内（愛知県内）に事業所がない者等で、納税証明書が受けられない場合は「豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書」を提出。

- (2) 法人格を有すること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、豊田市競争入札参加資格を有する者であって、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。それ以外の者の場合は、豊田市入札参加停止等要綱別表に定める措置要件に該当していないこと。
- (6) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除措置の対象となる法人に該当する者でないこと。
- (7) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）
- (8) 公告日において令和2年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請として65歳以上の者を対象とした介護予防事業の履行実績を有する者であること。

3 業務説明書資料等の交付

- (1) 交付期間 令和7年6月3日（火）から令和7年6月16日（月）まで
- (2) 交付場所 豊田市ホームページからダウンロード

4 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- (1) 提出期限 令和7年6月16日（月） 午後5時15分まで
- (2) 提出場所 豊田市保健部健康づくり応援課健康づくり担当（東庁舎4階）
- (3) 提出方法 持参、郵送又はメール（提出期限必着）
- (4) 添付資料 2参加資格要件（8）が確認できる書類（契約書などの写し）

5 参加資格確認結果の通知

- (1) 通知期限 令和7年6月17日（火）発信
- (2) 通知方法 参加表明書提出者にメール又は郵送にて行う。

6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和7年6月16日（月） 午後5時15分まで
- (2) 受付方法 持参、郵送又はメール（受付期限必着）
- (3) 回 答 令和7年6月20日（金）までに豊田市ホームページにて行う。

7 提案書等の提出

A4サイズを原則とし、片面10枚以内（表紙及び「(2)ク見積書及び積算内訳書」は制限枚数から除く。）に以下の内容を記載（提出部数は正本1部、副本8部）副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

ア 提案事業者の概要

(ア) 提案事業者の業務概要

(イ) 本業務を担当する営業所及び担当者数

(ウ) 現在の手持業務の状況及び本業務を受託した場合の専任体制

イ 業務実績

令和2年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請として契約した65歳以上の者を対象とした介護予防事業の実績（業務名、発注者）

ウ 業務責任者の実務経験

令和2年4月以降、65歳以上の者を対象とした介護予防事業の業務責任者として従事した実務経験年数

エ 事業実施方針

実施方針、具体的実施方法、重点項目等、別紙「仕様書」を参考に以下の項目に関する事項を記載すること。

(ア) 実施する集合型及び派遣型の特長及び効果

(イ) 参加者が自主的に活動できるようにするためのグループ化に向けた取組

(ウ) 介護予防把握事業における要支援者の支援方法

(エ) 本委託事業の事業評価の方法

(オ) 派遣型における自主活動グループが自走するための支援

オ 講師の雇用・研修体制

(ア) 集合型及び派遣型に従事可能な講師登録者数及び職種

(イ) 地域人材採用計画

(ウ) 研修及び指導・フォロー体制

カ 危機管理体制

(ア) 連絡体制（平日、休日、夜間等）、担当者不在時の対応方法、

(イ) 事故の予防及び事故発生時の対応体制

キ 工程計画

ク 見積書及び積算内訳書（1部）

8 提案書等の提出期限等

(1) 提出期限 令和7年6月27日（金） 午後5時15分まで

(2) 提出場所 豊田市保健部健康づくり応援課健康づくり担当（東庁舎4階）

(3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）

(4) その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参又は郵送（提出期限必着）により提出すること。

9 選考委員会によるヒアリング

- (1) 開催日時 令和7年7月2日(水) 午前10時から午後4時までのうち指定する40分
- (2) 開催場所 豊田市役所 東61会議室(東庁舎6階)
- (3) 発表順 選考委員会ヒアリング開催通知において指定する時間に行う。
- (4) 留意事項
 - ア 提出された提案書等に基づき、1社40分(説明15分、質疑応答25分)のヒアリングを行う。
 - イ 出席者は4名以内とする。
 - ウ 説明は提出書類のみとし、業務責任者が行うこと。
 - エ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
 - エ 全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。

10 選考の評価基準

- (1) 下記項目のうち、アを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。アの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、提案者が一社の場合でも、イ提案内容の評価において不十分が1つでもある場合は失格とする。

ア 事業者の評価 (50点)【事務局評価】

- (ア) 業務実績 (10点)
- (イ) 業務責任者の実務経験 (10点)
- (ウ) 価格 (30点)

イ 提案内容の評価 (90点)【選考委員評価】

- (ア) 事業実施方針 (52点)
- (イ) 講師の雇用・研修体制 (22点)
- (ウ) 危機管理体制及び事務局体制 (16点)

※評価点(500点) = ア(事業者の評価(50点)) + イ(提案内容の評価(90点) × 5人)

※詳細は、別紙【採点表】のとおり。

- (2) 最高得点の者が同点の場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。
- (3) 選考は、以下の5名の委員により行う。

保健部	副部長 寺田 剛
豊田市介護サービス機関連絡協議会	理事 三井 克哉
豊田市基幹包括支援センター	所長 山地 香代子
健康づくり応援課	課長 野嶋 志帆
介護保険課	保健師 西山 日登美

11 選考結果の通知及び契約

- (1) 選考結果通知日 令和7年7月3日(木)
- (2) 契約(予定)日 令和7年8月7日(木)

なお、プロポーザルにより特定された者には、別途、契約課から見積書提出を依頼する予定

12 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (4) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき
 - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき
- (5) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (6) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。
- (7) 本契約の履行結果が優良な場合、令和10年度まで介護予防教室業務委託を本業務の契約の相手方と、単年度の随意契約により契約を締結することがある。ただし、契約は単年度毎に締結し、前年度の業務の履行状況が良好の場合に限る。なお、年度毎の随意契約を行う際に仕様書の内容を変更する場合がある。

【問合せ先（提出先）】

〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地

豊田市役所 保健部 健康づくり応援課 健康づくり担当（東庁舎4階）

電話 (0565) 34-6627

FAX (0565) 34-6186

E-mail kenkououen@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
(2) 人的関係	① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。